

## ※1【企業を守る安全運転管理】

企業活動において、自動車の利用は避けられないものですが、ひとたび交通事故がおきると、直接的・間接的に大きな損害を被ることになります。取引先・地域社会への信用喪失等も考えられ、企業活動に大きな影響を与えることも考えられます。しかし、事故防止は、一朝一夕に実現できるものではなく、計画的な取り組みが必要です。

事業所の実態に応じた取り組み、あるいは管理体制の改善などを総合的に取り組むことにより、効果的に事故の低減が実現できます。

自動車保険に加入していても、従業員の方が交通事故を起こした場合、企業では、避けられない様々な責任やそれに伴う大きな損失が発生します。

保険で事故の発生は防げません！「交通事故を絶対に起こさない」ための運転者への安全教育・指導は、企業の安定経営のために欠くことのできない重要課題となっています。

## ※2【SDGsとは】

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

企業が果たすべき社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）が「社会をよくするためのボランティア」色が濃いのにに対し、SDGsは「ビジネスを用いて社会をよくしよう」という考え方です。

中小企業にとってSDGsは取り組みが難しいと思われがちです。しかし、肩の力を抜いて、交通安全活動からSDGsをはじめてみてはいかがでしょうか。

## ※3 連合会が作成し配信された資料の例示→別添「安全運転管理者の業務が拡充されます」

### 事業主の皆様へ

安全運転管理者等講習は、道路交通法第74条の3第8項で「自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。」と規定されており、事業主の方に事業所の安全運転管理者を受講させることを義務付けた法定の講習です。

受講させずに、事業所の従業員の方が万が一事故を起こした場合、事業所の評判の低下とともに社会的な責任が問われることになります。

安全運転管理業務に必要な重要な講習ですので、年度内に1度、必ず受講させるようにしてください。

※ 令和3年度の講習実施に当たっては以下の対策をとっています。

- 飛沫の抑制（マスクの着用）及び検温
- 手指、施設消毒の徹底
- 換気の徹底
- 受講者間の密集の回避（会場収容定員の50パーセント以下での開催）